

八街市広告入り周辺案内板仕様書

この仕様書は、八街市（以下「市」という。）の市役所庁舎内に設置する広告入り周辺案内板（以下総称して「案内板」という。）に関し、必要な事項を定める。

1 設置場所

八街市役所第1庁舎1階ロビー

2 事業内容

事業内容は以下に定めるとおりとし、案内板設置事業者（以下「事業者」という。）は、民間企業等から広告主を募集し、案内板に広告を掲載することで得られる広告収入により、案内板の設置及び維持管理の経費を賄うものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

- (1) 案内板の設置
- (2) 案内板の適正な維持管理
- (3) 案内板に掲載する広告主の募集及び掲載
- (4) 案内板の導入後における職員に対する操作研修の実施

3 設置時期

案内板の運用にあたり、案内板の調整等に要する期間を考慮し、市と事業者が協議の上、決定した時期とする。（令和7年4月1日を予定）

4 事業期間

案内板の運用開始日から5年間とする。なお、事業者は、案内板の運用開始日前に担当職員への操作説明及び調整を実施すること。

5 案内板の仕様等

設置する案内板は以下に定めるとおりとする。

(1) 周辺案内板本体の仕様について

ア 周辺案内板

高さ 1,400mm×幅 2,850mm×奥行 800mm 程度の大きさで作成し、可動式とすること。

こと。

イ 案内板の外枠は電気亜鉛めっき鋼板加工、エンドユニットはメタリック焼付け塗装と同程度の仕様を施すこと。

ウ 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とすること。

エ 地図枠、広告枠、庁舎案内枠で構成すること。

(2) 地図枠の仕様について

ア 国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿って、視認性等に配慮し作成すること。

イ 高齢者や色覚障害者に配慮した配色等のバリアフリーデザインとすること。

ウ 地図は「市全域図」、「市役所周辺図」とすること。

エ 公共施設など、市が指定する情報をわかりやすく表示すること。

オ 公共施設等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時に更新すること。

カ 地図上における広告主の表示については求めに応じて可能とし、同一地図内の公共施設等と混同しないように表示すること。

(3) 広告枠の仕様について

ア 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示又は番号等で一致させること。

イ 広告枠は本体内に収まる大ききさで作成すること。また、広告を占める割合が地図・庁舎案内の表示割合よりも多くなならないこと。

(4) 庁舎案内枠の仕様について

LED内照式の表示面はインクジェット透過シート又はカラーコルトンフィルムで作成し、別枠でタッチパネル式の案内機能を設け、フロア毎の部署名等をわかりやすく表示すること。

(5) その他

ア 携帯電話やスマートフォンによるQRコードの読み取り等により、モバイルサイトとの連携が可能なものとする。

イ モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、市が提供する内容に従い、事業者において特設サイトを作成すること。

(6) 使用上の制限について

案内板を設置する権利を第三者に譲渡し、又や転貸し、担保に供する等を行わないこと。

(7) 維持管理等について

ア 電照時間は、タイマー等により庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとすること。また、毎月最終日曜日のみ、午後5時まで電照可能とする。

イ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回地図全体を更新すること。

ウ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、案内板に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応すること。

エ 広告に関する一切の責任は広告主に帰属するものとし、広告の掲載についても事

業者の責任において掲載を行うこと。

オ 事業者は広告主の募集にあたり広告審査体制を整備するとともに、広告を制作し掲載する際には市広告掲載基準を順守すること。

カ 募集する広告主については、事前に市と協議すること。

キ 事業者は掲載する広告についての広告見本を提出し、事前に市の承認を受けてから掲載すること。

ク 広告及び広告募集に関する第三者からの苦情が発生した場合は、事業者の責任において広告主とともに解決すること。また、契約期間内において問題が生じた場合においては、速やかに地図・広告等を更新すること。

(8) 使用許可の取消及び変更

市が貸付スペースを公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約条項に違反する行為があると認めるときは、貸付の全部若しくは一部を変更、又は取消するものとする。

(9) 原状回復

事業者は、貸付期間が満了したとき、又は貸付が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。

6 費用負担

(1) 事業者が負担するもの

ア 案内板及び付属備品の調達一式

イ 案内板の設置（電源の確保及び配線等を含む。）、維持管理（故障時の修理等）、移動、撤去に伴う費用

ウ 広告主の募集及び広告制作

エ 案内板の撤去に係る行政財産の原状回復

オ 事業者が提案する広告料及び電気料金（実費）

カ 市が定める行政財産使用料

(2) 運用後に案内板の移設、増設等の費用が生じた場合、その設置等に係る費用については、市と事業者が協議の上、決定するものとする。

7 その他

(1) 案内板の導入が円滑に進むよう、市との連絡調整を密に行うこと。

(2) この仕様書に定めのない事項については、市と事業者で協議の上、決定するものとする。